## 審議会等の概要

審議会等の名称	古河市都市計画審議会
設置の根拠法令	都市計画法第 77 条の 2 第 1 項
設置年月日	平成 17 年 9 月 12 日
主な審議内容	(1) 本市が決定する都市計画に関すること。 (2) 国土交通大臣又は知事が指定する都市計画区域及び国土交通大臣又は知事が決定する都市計画について、本市が提出する意見に関すること。 (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。
会議の開催予定	随時
委員の任期	令和 8 年 4 月 30 日まで (2 年間)
委員数(定数)	15 人 (20 人以内)
委員の職及び氏 名	会長長 選 男
問合せ先(事務局)	古河市役所 都市建設部 都市計画課 計画係 TEL 0280-76-1511(内線 2416・2417)
備考	